九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

九州大学百年史 第3巻 : 通史編 III

九州大学百年史編集委員会

https://doi.org/10.15017/1801800

出版情報：九州大学百年史. 3, 2017-03-31. Kyushu University
バージョン：
権利関係：

第 13 編

国立大学法人九州大学の発足

第 1 章　国立大学法人化への動き

第 1 節　行財政改革と国立大学の法人化案

（1）行財政改革と独立行政法人化

行財政改革と国立大学

大学を国の行政機関とし、学問を国が育てていくやり方は、近代国家が成長していく過程で西洋からの技術・組織を移入し、国内における産業振興を図る上で日本が必要に応じて導入したものであった。これは明治初期にできた官営企業と期を同じくするが、ふくれあがった政府財政を節減していくために明治中期には官業の民間払下げが行われると、帝国大学や高等学校を民間に運営させる考え方も現れた。

戦後に入ってからも国立大学の形を変えようとする考え方がたびたび挙がった。1947（昭和 22）年には国立大学を地方に移譲するという案、現行の国立大学法人組織に近似した理事会を創設しこれを法人組織にするという試みが提唱された。また 1962 年には大学を公社にまとめる考え方が提言され、公社を運営する最高の機関として大学審議会を位置づけ、大学に関係する事務機構を文部省からすべて公社に移管するという仕組みが提案された。1971 年には文部省中央教育審議会が国立大学改革の一貫として答申した「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について（答申）」の中において、国公立大学が広義の行政機関であるという性格を持っていることから、自立性と自己責任を持って管理運営することへの妨げが行われていると指摘した上で、「現行の設置形態を改め、一定額の公費の援助を受けて、自主的に運営し、それに伴う責任を直接負担する公的な性格をもつ新しい法

図 13-1 文部科学省庁舎

人」にするという、法人化への提言を戦後初めて行っている。

1987 年 2 月に臨時行政改革推進審議会内に別途緊急調査のために設けられた「大学の組織・運営に関する研究会」が取りまとめた『大学の組織・運営に関する研究調査報告書』中には「国立大学を特殊法人に移行することにはきわめて慎重でなければならない」としながらも、「現在の特殊法人の枠をこえて、活力ある大学の教育研究活動にふさわしい設置形態を新たに探求することに躊躇してはならない」と述べ、新たな法人枠の中における国立大学の移管の可能性について言及した。これを受けて同年 4 月 1 日の臨時教育審議会第 3 次答申においては「当面、国立大学に対する諸規制の大幅な緩和を進めることとし、将来に向かって設置形態についての抜本的な検討を行う」必要性を指摘している。

1990（平成 2）年 4 月 18 日の臨時行政改革推進審議会最終答申も「国立大学については、運営の自主性、自立性を高め、教育研究の活性化・個性化を図るため、制度運用の弾力化を推進するとともに、法人化など設置形態を含めて大学の組織・運営の在り方を検討する」とまとめるなど、大学を国の機関から切り離す考え方は近年のものではなく、これまでもたびたび登場して大学側の反対などで立ち消えになるという構図を繰り返していった。

独立行政法人案と国立大学

現在の法人化にいたる考え方が登場した背景には、行政改革における国家

公務員の削減目標が提示されたことが関係する。国家公務員の定数削減に向けた指導的役割を果たしたのが、第 2 次橋本龍太郎内閣時に設置された行政改革会議である。1996（平成 8）年 11 月に発足した第 2 次橋本内閣では同月 21 日に総理府組織令を改正、また行政改革会議令を制定して総理直属の機関としての行政改革会議が設置された。この会議では、同年 11 月 28 日から翌々年の 1998 年 6 月 23 日までの間に 60 回にのぼる会合を行って、行政改革や財政構造改革、経済構造改革、さらに金融システム改革、社会保障構造改革に加えて教育改革の審議が行われた。この会議の議論の中で中央省庁の再編とともに一定比率の国家公務員削減が議論の対象となる中で、1997 年 10 月に議論が行われた内容に「独立行政法人」があった。

この独立行政法人制度とは、それまであった国或いは地方公共団体直属の機関をそれぞれの行政主体から独立させ、国の特別の監督のもと「通則法」と呼ばれる独自の法律根拠に基づいた、国から特殊の存立目的を与えられた行政主体として、特定の公共事務を行う法人組織として設けられるもので、後にできる「独立行政法人通則法」第 2 条では、

> 国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人

であると定義されている。この独立行政法人の対象に、国直属の特殊法人などに位置づけられている研究機関と併せて国立大学を移行すべきではないかという議論が起こった。

この問題に関しては、1997 年 10 月 17 日の関東甲信越地区国立大学長会

議にて、いち早く「国立大学の独立行政法人化あるいは民営化について」という声明が発表された。この中では「現在報道されている国立大学の独立行政法人化あるいは民営化については、大学の教育研究の質的向上も、多様かつ個性的な大学の発展に結びつくものでなく、将来の我が国の教育研究に多大の支障が生ずるものである」として明確な反対の意向を表明している。同日東京大学でも総長名での「東京大学の独立行政法人化に対する見解について」にて「現在提起されている形での独立行政法人化に反対である」と明確に反対の意思を示した。同月には町村信孝文部大臣によって「国立大学の独法化に反対する」旨の記者発表声明が出された。

（2）独立行政法人化の見送り

独立行政法人化への反対

1997（平成 9）年 10 月 21 日には国立大学協会が緊急常務理事会を開き、行政改革会議の議論の中で挙がった国立大学の独立行政法人化について反対決議を行うとともに、会長、副会長および第四常置委員長による記者会見で「国立大学の独立行政法人（エージェンシー）化について」反対声明を発表した。11 月 12･13 日に開催された国立大学協会第 101 回総会においても「国立大学の独立行政法人化反対の声明」が発表された。

九州大学でも 1997 年 11 月 4 日の部局長会議の場において、「現在報道されている国立大学の独立行政法人化あるいは民営化の構想は、短期的で、かつ効率性に重点が置かれているようにみえる。一国の将来に関わる教育の基本問題に触れることなく改革がなされるとすれば、我が国の将来に大きな禍根を残すことは明らか」であるとして、「長期的な視野に立った安定的かつ継続的な高等教育および研究の実施に責任を負う立場としては、このような改革には賛同しがたい」と反対を表明している。

11 月 13 日の国立大学協会において「現在論議されている独立行政法人は、

定型化された業務について、短期間で効率を評価しようとするもので、個性的な教育と、自由闊達な研究を長期的視点から展開しようとする大学には、ふさわしいものではない」として、国立大学の独立行政法人化に反対する声明を行った。

独立行政法人化の見送り

この流れを受けて、行政改革会議における 1997（平成 9）年 12 月 3 日の最終報告では、「IV. 行政機能の減量（アウトソーシング）、効率化等」の項目の中で国立大学改革の基本的な方向として、「国立大学については、人事・会計面での弾力性の確保など種々改善する必要があり、現行の文部省の高等教育行政の在り方についても改善が必要。しかし、大学改革は長期的に検討すべき問題」であり、「独立行政法人化は、大学改革方策の一つの選択肢となり得る可能性を有しているが、これについては、大学の自主性を尊重しつつ、研究・教育の質的向上を図るという長期的な視野に立った検討を行うべきである」として、いったん独立行政法人化に向かう流れは見送られた。

この最終報告案は、首相の権限を強化することを念頭に置いた内閣機能の見直し、さらに郵政 3 事業の一体公社化（日本郵政公社）、公務員定数の 1 割削減などを含んでおり、12 月 14 日には関係法律について府省名の変更に伴う規定の整理等を行う「中央省庁等改革関係法施行法」が成立した。文部省や大学側からの反対の声を受けて、国立大学の独立行政法人化については、いったん他の特殊法人等と切り離して検討されることとなった。

1997 年 10 月 31 日に町村信孝文部大臣からの諮問を受けた大学審議会が、1998 年 10 月に行った「21 世紀の大学像と今後の改革方策について」答申では、国立大学の意義について、

1）国費により支えられているという安定性から、短期的には成果が見えない新たな創造的研究に積極的に挑戦することができること、2）設置者である国の判断により、社会の需要に応じた政策的な定員管理等が

可能であること、3）大規模なプロジェクトに取り組むことができることなどの特性を有している。

として意義を強調するとともに、学長の権限強化や、国立大学の人事、会計・財務の柔軟性の向上や学長を中心とする全学的な運営体制の整備、教授会・評議会を審議機関として明確化すること、学外者の意見反映の場としての大学運営協議会（仮称）の設置、第三者評価システムの導入など、現行設置形態においても独立行政法人のメリットとなり得る機能を担えることを示した提起を行っている。

国立試験研究機関の独立行政法人化

一方国の財政難を背景に、1998（平成 10）年 6 月 12 日には中央省庁等改革基本法が公布・施行され、この中には第 43 条として

第四十三条　政府は、施設等機関について、国として必要なもの以外のものについては、民間若（も）しくは地方公共団体への移譲又は廃止を推進するほか、その必要性が認められるものについても、府省の編成に併せてその統合を推進するとともに、各施設等機関の性格に応じて独立行政法人への移行を検討するものとする。

2　政府は、国立大学が教育研究の質的向上、大学の個性の伸長、産業界及び地域社会との有機的連携の確保、教育研究の国際競争力の向上その他の改革に積極的かつ自主的に取り組むことが必要とされることにかんがみ、その教育研究についての適正な評価体制及び大学ごとの情報の公開の充実を推進するとともに、外部との交流の促進その他人事、会計及び財務の柔軟性の向上、大学の運営における権限及び責任の明確化並びに事務組織の簡素化、合理化及び専門化を図る等の観点から、その組織及び運営体制の整備等必要な改革を推進するものとする。

と規定されており、独立行政法人への移行に関して検討課題として含みを持

たせている。中央省庁等改革推進本部の 1998 年 9 月 29 日決定事項では、独立行政法人通則法の整備を明記すること、また所管大臣の監督・関与を制限するとともに国の関与も必要最低限のものとすることが基本理念としてまとめられ、翌年 1 月の「中央省庁等改革大綱」では、内閣府における総合科学技術会議の設置とともに国の法律の中で独立行政法人が規定され、ここでは

IV　国の行政組織等の減量、効率化等に関する大綱

〔中略〕

第 2　独立行政法人関連

〔中略〕

2.〔中略〕

（2）　国立大学の独立行政法人化については大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討し、平成 15 年までに結論を得る。

〔中略〕

第 3　組織整理等関連

3-.施設等機関等の見直し

（1）国立大学

事務組織の簡素化、合理化及び専門化を図る等の観点から、その組織及び運営体制の整備等必要な改革を推進する。

〔中略〕

第 4　定員削減関連

（1）国の行政機関の定員について、10 年間で少なくとも 10 分の 1 の削減を行うため〔中略〕郵政公社の設立、独立行政法人への移行により、一層の削減を図る。

として、年限が初めて設定されるとともに国の行政機関全体での公務員数 25%削減を独立行政法人への移行により推し進める旨、明記された。同時並行して中央省庁等改革推進本部による会合も定期的に開かれ、1999 年 7 月には 17 本に及ぶ「中央省庁等改革関連法」が成立・公布された。行政組織

のスリム化の名のもと、現業部門を独立行政法人化することによって、国家公務員の 25%削減という数値目標を遂行すべくされた結果、国立試験研究機関の大部分である 66 機関については「原則として独立行政法人化を図る。その際、可能な限り統廃合を進める」とされた。これを受けて 1999 年 4 月に国立試験研究機関の独立行政法人化が閣議決定し、最初の独立行政法人設立のための法律としての独立行政法人関係法整備法が 1999 年 7 月に公布、同年 12 月には独立行政法人機関個別法が公布され、2001 年 1 月には 1 府 12 省庁体制の省庁再編が行われるとともに、同年 4 月には最初の独立行政法人として 59 法人が発足した。

第 2 節　国立大学法人法の制定

（1）文部省の方針転換

独立行政法人化の圧力

約 13 万 5000 人の教職員がいる国立大学を法人化することにより、さらなる国家公務員の定員削減に結びつくことなどから、1998（平成 10）年 8 月に小渕恵三内閣は「10 年間で 20%」の国家公務員定員削減を公約に掲げ、翌 1999 年 1 月 26 日に独立行政法人制度に関する大綱が決定するなど、国立大学に対する独立行政法人化の圧力は収まっていなかった。1999 年 2 月 26 日に経済戦略会議が発表した「日本経済再生への戦略」の中には、国立大学について「独立行政法人化をはじめ将来の民営化も視野に入れて段階的に制度改革を進める」と明記され、1999 年 4 月の小渕内閣における閣議決定にて国立大学の法人化については、先に「中央省庁等改革大綱」で示された「大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討し、平成 15 年までに結論を得る」との文言が改めて示され、独立行政法人化の検討が進められて

いた（「中央省庁等改革の推進に関する方針」）。この閣議では、国立の大学共同利用機関についても、「他の独立行政法人化機関との整合性の観点も踏まえて検討し、早急に結論を得る」と述べていた。この流れを受けて国立大学協会では、会長の私的委員会を設け、ここで独立行政法人化に関するレポートがまとめられたことを受けて、同年 6 月 15 日の国立大学協会総会では大学共同研究機関の代表をオブザーバに招いて意見交換を行い、「重大な事態」に備えるため独立行政法人化問題の検討を第一常置委員会に付託した。

図 13-2 杉岡洋一第 20 代総長

1999 年 6 月の『ジュリスト』第 1156 号に藤田宙靖（ときやす）東北大学教授が投稿した論文「国立大学と独立行政法人制度」では、この問題が置かれている政治的状況に関する情報を掲載し、行政法の観点から「独立行政法人」という制度とはどのようなものか説明するとともに、国立大学の法人化が現実に避けられない予測の中で対処する方策について分析しており、この時点で何らかの法人化が現実味を帯びてきていたことを伝えている。後に九州大学でも 10 月に藤田教授との情報交換の場を設けている。

九州大学においては、これら情勢の変化を把握するため、杉岡洋一総長の下に教官による私的勉強会として「独立行政法人に関する勉強会」が設置され、杉岡総長、矢田俊文・柴田洋三郎副学長と内田博文法学研究科教授、梶山千里工学研究科教授などが参加して検討を行ってきたが、1999 年 7 月 27 日の将来計画小委員会の場において、「独立行政法人化において絶対に譲れない条件を明確にし、かつ高等教育のあるべき姿を考えていくという趣旨」に基づき「国立大学の設置形態検討プロジェクトチーム」が立ち上げられた。ここではこれまで行ってきた教官による「独立行政法人に関する勉強会」に

事務局長を加え、「高等教育の質の維持、向上を図るという観点から通則法における問題点等を検討するとともに、九州大学の組織、運営のあるべき姿を考える」会合として位置づけられた。

文部省の方針転換

はたして 8 月 2 日の七国立大学事務局長会議の場において、文部省から「独立行政法人化の方向で進めていきたい」との説明があり、姿は法人としても、その中で民営でない、国立大学に近い形態を維持する方向で条件整備を考えたいとして独立行政法人化を受け入れる方向へと文部省の方針が固まったことが確認された。

1999（平成 11）年 8 月 19 日の『読売新聞』は朝刊 1 面で「国立大の学長任免権は大学に　独立行政法人化で文部省が原案　特例設け自治尊重」として国立大学の独立行政法人化について原案がまとめられたことを報じ、各大学も対応を迫られることとなった。この記事では、独立行政法人が公務員削減計画の対象外となることから、文部省案の中では国立大学の教職員らが教育公務員特例法の適用対象のまま、削減計画の対象にならない案を模索し、政府からの要求を受け入れた旨記載している。この報道によって文部省案による 1 大学 1 法人とする国立大学の法人形式と名称を「国立大学法人」（仮称）とすることなどが報じられた。これは、大枠としては現行の国立大学法人と同じであるが、若干条件が異なっており、その後の大学法人化に関わる議論の中で細かな条件に関する議論が進められていく。

国立大学協会第一常置委員会が 9 月 7 日に発表した「国立大学と独立行政法人化問題について（中間報告）」では、「現在進められている独立行政法人制度については、独立行政法人通則法をそのままの形で国立大学に適用することはきわめて困難であり、多くの問題を生じることは火を見るより明らか」と言明しながらも、「国立大学協会として、教育研究改革と行政改革の双方を視野におさめつつ、設置形態の如何を問わず、大学に保証されるべき条件を

明らかにしておくことが重要」と述べてもおり、「独立行政法人制度をそれとして規定する通則法とは別に、独立行政法人化の対象としての大学自身についてその理念や組織等を定める法律」の制定を提唱するなど、今後を見据えた現実的な対応をとることとなった。

各種先行報道が行われ、各国立大学が正確な情報収集にいそしむ中、1999 年 9 月 20 日に行われた、「国立大学長・大学共同利用機関長等会議」における文部大臣挨拶の場で有馬朗人文部大臣が、国立大学の独立行政法人化問題に関する文部省における検討状況について説明した。このなかで「国立大学を独立行政法人化する場合に、国立大学の教育研究の特性を踏まえ、組織、運営、管理など独立行政法人制度の全般について所要の特例措置等を検討する際の基本的方向を整理する」という見解を述べ、文部省は通則法に対する「特例措置」を設けつつ独法化を進めることを内容とする「国立大学の独立行政法人化の検討の方向」という添付資料を配布した（「第 1311 回評議会記録」）。

九州大学の対応

九州大学における「国立大学の設置形態検討プロジェクトチーム」では、独立行政法人化不可避の流れを受けて、1999 年 8 月 23 日、同 30 日、9 月 6 日、同 21 日、同 28 日と矢継ぎ早に会議を開催した。

このプロジェクトチーム会議の中では 8 月 26 日付で法学研究科有志検討グループが取りまとめた「国立大学の独立行政法人化についての考察」が報告されている。この中では、「各国立大学はこの秋には独立行政法人化について、基本的な態度を確定しなければならないと予想される」として、まず基本的認識として

・今回の国立大学独立行政法人化の動きは公務員の人員削減という文脈で登場してきた

・2001 年以降、国家公務員については 10 年にわたって 10%の実質削減が

行われる

・国立大学は、これまで職員を中心に定員削減が行われ職員の削減が限界に達しているため、今後 10%の実質削減の目標を達成するためには教官定員の 20～30%程度を削減する必要があると見込まれる

・独立行政法人と民営化とは異なる（独立採算制をとらない／役員や職員は実質的には国家公務員と同じ地位にある）

・独立行政法人通則法はそもそも大学が独立行政法人化することを十分に想定していなかったようだ

として、独立行政法人に関する考察として、以下の問題点について指摘している。

・法人化を選択する場合、以下の 2 つのリスクがある

1）実質的な人員削減が行われないという保証は完全ではない

2）大学の自主性・自立性が失われる可能性

・通則法と大学の自主性との問題を解決するためには、何らかの特例法を作る必要があり、それには各大学が積極的に相互協力する必要がある

・独立行政法人に求められる中期計画の策定とそれを評価する組織との関係、大学評価機構をどのように捉えるか

・長及び役員に従来の研究・教育のみならず、経営・管理運営能力も求められる

・国立大学特別会計制度が独立行政法人の大学に適用されるのか

・教育と研究における「効率」とは、一定の費用をかけつつも時代の変化に対応するために費用のかけ方を柔軟に変えていくことである

・大学の独立行政法人化が単に短期的見地から歳出削減の一環として行われるのであれば、将来に多大な禍根を残すであろう

こうした指摘を踏まえた議論は全国各国立大学の中で行われることとなっていく。

さらに 8 月 31 日付けで国立七大学副学長懇談会幹事から「国立大学の独

立行政法人化を受け入れる際の留意事項（7 大学ハードル案）」がまとめられ、これについては 9 月 6 日の会議にて報告されている。

9 月 28 日の会合では矢田副学長が総務庁長官と行った会談の中で、独立行政法人通則法の中でそぐわない点に関しては文部省と今後詰めていくこと、独立行政法人化すれば当初は交付金を減らすという事は無いという旨のコメント、また大学の移転については、国家事業として進めていることなので当然継続されるものであるとの発言があったことが報告された。杉岡総長からは①各部局の長期計画に立った中期目標・中期計画の策定、②運営諮問会議および運営会議の構成についての検討、③財務関係の検討、を行うよう依頼がなされた。

独立行政法人化への検討の開始

独立行政法人化の正式な発表を受けて、10 月 4 日には長崎大学にて臨時九州地区国立大学長会議が行われ、9 月 20 日の文部大臣表明以降の対応について話し合われた。

学内でも法人化の動きと並行して、評議会の下に総長を本部長とする九州大学・中・長期計画策定プロジェクトチームが設置され、経営体制（組織・財務・施設）、教育体制、研究体制それぞれのプロジェクトチームが長期的展望に立った中・長期計画の策定を行うことが 1999（平成 11）年 10 月 22 日の第 1312 回評議会で決定されるとともに、法人化移行体制に関する検討ワーキンググループが同年 11 月に設置された。

2000 年 4 月に森喜朗内閣が発足すると、独立行政法人化に向けた具体的な方策について検討が行われる。翌 5 月、文部省が開催した「国立大学長・大学共同利用機関長等懇談会」の場において、中曽根弘文文部大臣から国立大学を独立行政法人化する場合における「法令面での措置や運用面での対応など、制度の内容について具体的な検討」を行う旨、表明がなされた。「独立行政法人通則法」には直接定められていない、国立大学特有の教育研究等各

種事項の整備などについては、別途「調査検討会議」を設けて検討することとした。この会議では、国立大学の関係者をメンバーに入れて「組織業務」「目標評価」「人事制度」「財務会計制度」の 4 委員会および連絡調整委員会を設置し、国立大学の法人化のあり方について検討が進められた。

2000 年 6 月、国立大学協会（会長・蓮實重彦東京大学総長）は「独立行政法人通則法を国立大学にそのままの形で適用することを強く反対する」との決議表明を行い、協会内に「設置形態検討特別委員会」を置き、A.法人の基本、B.目標・計画・評価、C.人事システム、D.財務会計という専門委員会を置き、国立大学の法人化についての基本的な考えをまとめ、文部省での議論に積極的に参加することを表明した。

翌 7 月には文部省内にも、「独立行政法人の下で、大学等の特性に配慮しつつ、国立大学等を独立行政法人化する場合の法令面や運用面での対応など制度の具体的な内容について」（設置目的より）必要な調査検討を行うため、大学関係者と民間有識者で構成される「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」を発足した。

この動きは事務組織に関しても同様で､「学内での独法化検討に対応して事務局長が主催し、事務の在り方について調査検討を行う」会議として、2000 年 7 月 12 日に独法化問題検討会が設置され、基本・評価等・人事・財務会計の 4 種類のワーキンググループによる議論が進められた。

1999 年から設置されていた九州大学・中・長期計画策定プロジェクトチームによる最終報告は 2001 年 2 月 20 日に作成された。ここでは、経営体制チームの中で「Ⅲ. 柔軟な予算の運用と財政基盤の強化」項目の中で「法人化」への準備として 2000 年 11 月に国立学校財務センターが公表した「国立大学財務システム改革の課題―中間まとめ」を例に挙げて、授業料など学生納付金が寄付金などとともに、自己収入として直接法人収益となる方向が示唆されていることを挙げ、学生納付金・科学研究費・寄付金などの可変的な予算、とりわけ科学研究費を大学の努力によって取得すべきことを掲げている。

以上のように独立行政法人化の流れに対抗しきれなくなっている中で、2000 年 5 月 17 日付けで九州大学教職員組合（執行委員長：酒匂一郎教授）から杉岡総長宛に「国立大学の「独立行政法人化」に関する緊急要請」が出された。ここでは、

(1)　通則法のもとでの独立行政法人化に対するこれまでの反対の姿勢を堅持し、「提言」の方向での国立大学の法人化に対しても反対していただきたい。

(2)　来る全国学長会議および国大協総会においても、上記１．の見解を表明し、内外にアピールしていただきたい。

(3)　国立大学における教育研究の真の意味での改革へ向けて、情報の開示と活発な議論の喚起に努めていただきたい。

という要請がなされている。

(2)「構造改革」と「遠山プラン」

「構造改革」と国立大学

2000（平成 12）年 5 月 11 日、自由民主党政務調査会文教部会・文教制度調査会内の教育改革実施本部高等教育研究グループ（主査：麻生太郎衆議院議員）は「提言　これからの国立大学の在り方について」を策定した。通称「麻生レポート」とも言われるこの提言では、まず高等教育改革の理念を積極的に形成するとともに、ここに掲げられた施策はその後の国立大学法人の姿を決定づけるものが数多くある。中でも「国立大学の運営の見直し」の項目に掲げられた内容、つまり、護送船団方式からの脱却、責任ある運営体制の確立、学長選考の見直し、教授会の運営の見直し、社会に開かれた運営の実現、任期制の積極的な導入、大学の運営に配慮した規制の緩和、は法人化によって生じた大きな変更部分に相当する。くわえて、続く項目である「国立大学の組織編成の見直し」内に掲げられた国立大学間の再編統合の推進は、後に

小泉純一郎内閣において実行された大きな改革となった。

2001 年 4 月に発足した小泉純一郎内閣では、5 月 11 日の参議院における所信表明演説を受けて行われた代表質問の場において、民主党小林元議員の質問を受け、以下のように答弁した（「第百五十一回国会参議院会議録第二十三号」）。

> 政府は国立大学の独立行政法人化の問題について検討を進めておりますが、大学の教育研究の一層の活性化を目指し、競争原理の導入を含め、改革のためのいろいろな可能性を検討してまいりたいと思います。
>
> なお、議員は思い切って国立大学の民営化を目指すべきだという御指摘でありますが、私はこれには賛成であります。国立大学でも民営化できるところは民営化する、地方に譲るべきものは地方に譲るという、こういう視点が大事だというように私は思っております。

このように述べた小泉首相の発言から、民営化も起こりうるという危機感の中で大学としての改革のあり方を早急に明確化する必要性があった。

「遠山プラン」

2001（平成 11）年 6 月 11 日に行われた経済財政諮問会議において遠山敦子文部科学大臣は、「大学（国立大学）の構造改革の方針」および「大学を起点とする日本経済活性化のための構造改革プラン」を示した。とりわけ前者は通称「遠山プラン」と呼ばれている。

遠山プランは、次の 3 本柱から成り立っている。

1. 国立大学の再編・統合を大胆に進め、地方移管なども検討する。
2. 国立大学に民間的発想の経営手法を導入する。
3. 大学に第三者評価による競争原理を導入し、評価結果に応じて資金を重点配分する。

1. の項目が次章における九州大学と九州芸術工科大学との統合につながっており、また 2. の内容が国立大学法人化へと直結している。3. では当初

全体の 5%程度に当たる国公私立「トップ 30」校を世界最高水準に育成するために重点投資を行う旨､「大学を起点とする日本経済活性化のための構造改革プラン」に示された。後にこれが 21 世紀 COE プログラムをはじめとした競争的外部資金が急増した原因ともなっている。

小泉首相が打ち出した「聖域なき構造改革」に沿った形で、国立大学の法人化に向けた動きは急速に進められていく。2000 年 7 月に文部科学省内に設けられていた「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」（代表：長尾眞国立大学協会会長）では、大学関係者や民間人材など総勢 87 名の委員を擁し議論が進められてきたが、最終報告書として「新しい「国立大学法人」像について」が 2002 年 3 月 26 日にまとめられた。ここでは、大学改革の推進、国立大学の使命、自主性・自律性の 3 点について確認しながらも、個性豊かな大学づくりや大学運営の活性化など、従来からの大学改革の流れを促進し、活力に富み、国際競争力のある大学づくりを行うために法人化がなされ、第三者評価に基づく重点投資のシステムの導入など、適切な競争原理の導入や効率的運営を図ることがのべられた。また全国的に均衡のとれた配置により、地域の教育・文化・産業の基盤を支え、学生に経済状況に左右されない進学機会を提供することの大切さを踏まえて、大学運営の実態や教育研究の実績に関する透明性の確保と社会への積極的な情報提供が必要だとも述べた。さらに学問の府としての特性を踏まえた大学の自主性・自律性を尊重しつつ各大学における運営上の裁量を拡大していくことなどが示された。

遠山プランを表明した場が経済財政諮問会議であったことから分かるように、国立大学の法人化および再編に直結したこれら改革は、財政面における改革に重きを置いている。したがって、競争原理の導入と効率的経営が大学改革にとって必要であることが挙げられており、そのための国立大学の規制緩和と位置づけることができる。また 2003 年 10 月の閣議では「競争的環境の中で世界最高水準の大学を育成するため、国立大学法人化の施策を通し

て大学の構造改革を進める」とも決定しており、国立大学の規制緩和がグローバル化の流れの中で示されているとも言える。

（3）国立大学法人法の制定

独立行政法人には、その設立の経緯から 4 つのパターンがある。「独立行政法人通則法」に基づいてできた国の事務機能の一部を担う独立行政法人、また 2001（平成 13）年に「特殊法人等整理合理化計画」に基づいて特殊法人・認可法人から移行した独立行政法人、国立大学法人法と同日に公布された「地方独立行政法人法」に基づいてできる法人、そして国立大学法人法によってできる国立大学法人である。

「新しい「国立大学法人」像について」報告書を受けて、改革を実現するために文部科学省は国立大学法人化に向けた諸法案の取りまとめを行う。2003 年 2 月、ついに政府は「国立大学法人法」をはじめとしたほか 5 法案を閣議決定し、国会に提出した。国立大学の設置根拠に関する基本法である「国立大学法人法」など、今回の改革に際して関連する法律は 53 本にのぼる。これまでの国立大学制度を定めてきた国立学校設置法および国立学校特別会計法が廃止され、また教育公務員特例法にも法人化・非公務員化を前提とした全面的な改正が行われた。

2003（平成 15）年 7 月 16 日に国立大学法人法（法律第 112 号）が公布され、10 月 1 日より施行された（資料編Ⅲ－735、pp.411-435）。同時に公布された国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第 117 号）第 2 条の規定に基づき、国立大学法人九州大学は他の国立大学と同じく、2004 年 4 月 1 日に発足することとなった。

法人化元年となる 2004 年 1 月 1 日、梶山千里総長は「法人化に向けて」というメッセージを発表した（資料編Ⅲ－736、pp.435- 444）。ここでは大学の法人化の基本骨格を「役員会、教育研究評議会、経営協議会を中心とし

た自主的、自律的な大学運営・経営体制の確立」、「民間的発想と大学運営への学外者の参画」、「非公務員型人事システムの導入」、「第三者評価機関による透明性の高い評価に基づく改革サイクルの確立」と位置づけ、大学の活動としての教育・研究・社会貢献・国際貢献に関する現状の取り組みと今やるべき課題について明示した。「九州大学がブランド大学として生き残れるかどうかは、平成 16 年度の法人化移行期における大学構成員の意識革命、組織改革、財務体制構築、産学連携、国際交流活動、評価等にかかっています」とも述べて、教職員に対してこれからの奮起を期待した。

図 13-3 九州大学法人化パンフレット

2004 年 4 月、日本にある全ての国立大学は国立大学法人となった。九州大学では、国立大学法人法に基づいて後述する役員会および法人経営のための経営協議会が設置された。従来の研究・教育に関しては、役員会のもと教育研究評議会が中心となり、自主的・自律的な環境の下で大学の運営・経営を行うことになった。文部科学大臣から示された中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画としての中期計画を策定し、社会や国民にその理念や特色を明確に示しながら優れた教育や特色ある研究に向けて積極的に教育研究に取組み、個性豊かな魅力ある国立大学を実現することが求められた。